

資 料

- ・ 調査報告 東京都環境影響評価審査課
- ・ 調査報告 埼玉県環境影響評価担当
- ・ 調査報告 オランダ住宅・国土計画・環境省
- ・ 調査報告 オランダ環境影響評価委員会
- ・ 調査報告 オランダ オフェライセル州政府
- ・ 調査報告 オランダ IJsselooog（スラッジ処理センター）
- ・ 調査報告 オランダ Twence（廃棄物処理施設）
- ・ 参考文献
- ・ 海外活動記録
- ・ お世話になった方々

東京都環境影響評価審査課調査報告書

- 1 日 時：2001年8月24日（金） 午後2時30分～4時30分
- 2 訪問先：東京都環境局環境評価部環境影響評価審査課
- 3 対応者：総合アセスメント担当 佐藤正行係長
調整係 広瀬由紀担当

「東京都総合環境アセスメント制度」について、その策定の経緯と考え方について伺った。



東京都担当者へのヒアリング

4 内 容：

（1）経 緯

東京都総合環境アセスメント制度は、環境影響評価条例に基づく環境影響評価が、事業の実施に近い段階で行われるため計画内容の見直しが弾力的に行えないことや、実施時期の異なる複数の事業による複合的・累積的な環境への影響を評価できないという課題に対応するため、その導入を図ることとしたものである。

この制度の検討は平成5年度末から開始された。これは、事業アセスを長年行ってきた中で、このまま制度として固まってしまう前に改善策はないかとの考えから始まった。

（2）総合環境アセスメントの試行について（個別計画）

総合環境アセスの本格実施に先立ち、試行を行った。対象としたのは、放射第5号線・三鷹3・2・2号線の整備事業である。

この事業は、東西道路の隘路の解消を目的とするものだが、本来、計画道路は都市計画法施行令で幅員が決まるが、この地域は歴史的遺構である玉川上水があるので、特殊な例となった。

総合環境アセスメントの検討については、検討委員会を作った（当初は「東京都総合環境アセスメント制度検討委員会」後に「東京都総合環境アセスメント試行審査会」）。

試行は平成 11 年度末に環境配慮書を受理し、開始した。

この制度の目的は、計画立案の早い段階で、複数の計画案の環境面からの比較評価を行うことである。放射 5 号線・三鷹 3・2・2 号線それぞれについて計画案を 3 つ提示したが、ゼロオプションはない。（最終的には、放射 5 号線は B 案、三鷹 3・2・2 号線は A 案で決まった。また、3 案以外については、現在の主要道の拡幅（すなわち別ルート）を行うことは費用がかかり過ぎ、また地域紛争の種を行政が蒔くことにもなるため非現実的。高架・地下案については、この道路は生活道路なので周辺道路と接合が必要なので採用できないとのこと。）

この間都民から約 2,300 通の意見があったが、事業案に対する変更等の提案はほとんどなく、事業そのものの反対がほとんどだった。また、審査会における口述希望は 40 人希望のところ 20 人に絞ったが、やはり反対意見が多く、それも事業そのものの反対意見だった。

この試行では、配慮書の受理から審査書の公表まで 1 年かかったが、これは選挙があるなどの横槍が入ったためである。普通にやれば 1 年はかからないと予想する。

なお、審査会では、第 1 分科会で試行の審査を、第 2 分科会で制度の審査を行っている。現在第 2 分科会で審議が続いており、この秋に答申が予定されている。しかし来年度の予算要求の時期が迫っていることもあり、先に総合アセスの対象とする計画の種類及び規模について審査会から答申してもらった。

また、対象事業は、「東京都が策定する計画」としているが、都と 3 セクの共同事業のときには適用しない。例えば、鉄道の連続立体交差事業は都も金を出しているが、事業局は、これは民鉄の事業であると主張しており、総合アセスに消極的な姿勢を見せている。

（3）総合環境アセスメントの試行について（広域開発計画）

放射 5 号線・三鷹 3・2・2 号線が個別計画の試行なのに対し、当初、広域開発計画（あきる台）についても試行を行うことを予定していた。しかし、この開発計画は凍結されてしまった。

そこで、どの程度の計画があれば総合アセスが可能かという検討を、委託調査事業として行った（ただ、どのような住民反応があるかなどの手続面でのシミュレーションは行っていない）。

広域開発については、計画案を複数提示し、都民に選択してもらうよりも、1 つの計画案に対しいろいろな考え方を示すほうが良いと考える。

（4）今後の方向性

将来的には、国、都、区、民間の事業全てを対象とするとともに、政策プランにも適用を考えている。

ただ、ゼロ案を入れろと事業局に言うことは、環境面よりも経済面が強くなり、環境局で所管するのには無理がある。また、財政局も口を出してくる。環境面のみではなく経済面、社会面をも捉えた制度となると知事本部などが所管しなければ難しい。さらに、環境アセスというよりも総合アセスとなり、環境が埋没する可能性がある。

しかし、都市計画策定時に環境局が入れば（総合環境アセスを適用すれば）、知事本部

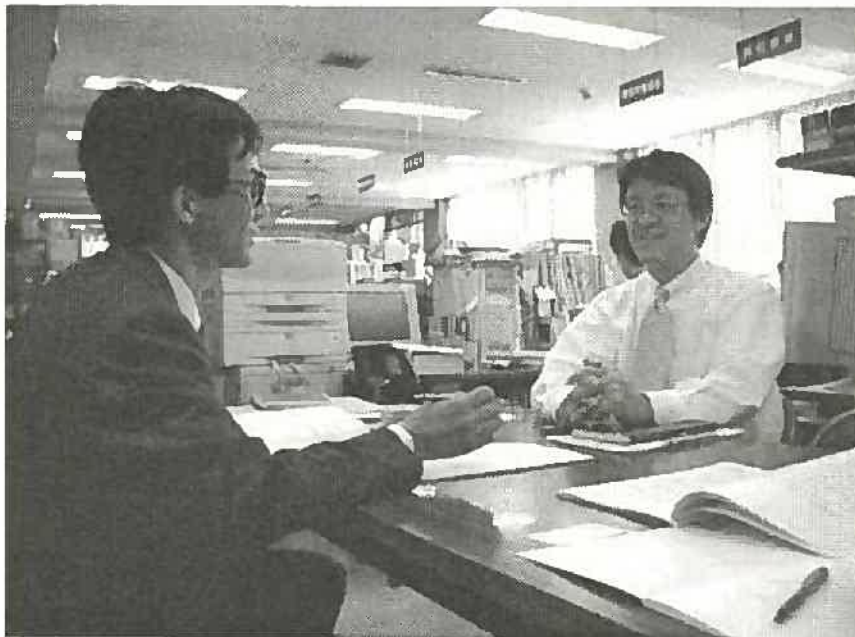
が入らなくても環境配慮の面からレベルが高いものができると思う。

14年度には、総合環境アセス制度と条例アセス制度と合体させていく考えである。

埼玉県環境影響評価担当調査報告書

- 1 日 時：2001年10月26日（金） 午後2時～3時30分
- 2 訪問先：埼玉県環境防災部環境推進課環境影響評価担当
- 3 対応者：田村 豊主査

「埼玉県戦略的環境アセスメント」制度について、その策定の経緯と考え方について伺った。



埼玉県担当者へのヒアリング

4 内 容：

（1）「埼玉県戦略的環境アセスメント」制度について

- ・名称は、埼玉県総合環境アセスメントから埼玉県戦略的環境アセスメントに変更したのは、国や自治体で一般的な名称にしたものだが、東京都を意識したことも否めない。
- ・これは、「埼玉県が考える戦略的環境アセスメントとはこういうものだ」という考え方をまとめたものである。
- ・実施するためには、一気に進めることは難しいので、まず考え方を示して、理解を得てから制度を実施していこうと考えている。

（2）事業部局、国の反発について

- ・考え方をまとめるにあたっては、開発部局からの反発はあった。環境審議会の中でも、環境政策の一部として話し合ってもらった。委員の国土交通省関東地方整備局長は、これは特に環境部門（環境省等）でやるのではなく、国土交通省でやるも

のという認識をもっている。

- ・基本構想の検討過程における論点を抽出し、「基本構想」の参考資料中に「論定整理」として掲げた。ここにはまだ議論の余地ありの部分も残っており、国の考え方も示した。
- ・国は、「県の中での国の事業なので、国も関与したい、今後制度化するときも関与したい」という立場をとっている。
- ・事業部局は、戦略アセスやって、さらに事業アセスをやることの意義を理解してくれない。

(3) 条例制定について

- ・この計画の策定についてはトップダウンで指示はもらっているので、事業局に議論にのってもらって基礎地はある。
- ・12月中に素案を作って、来年1月には県民部に持っていき、県民の意見を募集したいと思っている。
- ・制度化にあたっては、専門委員会の中で検討してもらう。
- ・基本構想はガイドラインだが、今後作る要綱については、過去のアセス案件の中で、やればこうできた、というものを取り上げる。個別事例として、廃棄物処理施設、道路整備、区画整備がある。

(4) 国のスタンスについて

- ・環境省の環境影響評価課にも行って意見交換した。国として制度化するというより、自治体の経験を生かし、後押ししてくれるという姿勢。
- ・環境省が自治体の担当者と研究会をしたいということは聞いていない。

(5) その他

①戦略アセス的な評価は現行制度でもできる、という考え方について

- ・調査計画書で、どういう複数案を採ったかということを任意だが書ける。

②予測・評価手法の基本的考え方に「社会経済面への影響の推計」を入れたことについて

- ・SEAの重要な要素であり、局間の利害を超えて、NEPAのように社会経済的な項目を入れていこうと思っている。ただし、本来的な社会・経済面には踏み込まないという限定を事業部局から言われている。
- ・あくまで環境アセスなので、環境面から見たものにする。関連部局の意見をまとめるのは実施要綱で行う。

③事業部局（道路関係）のとの調整について

- ・道路部局との調整では、複数案の公開はこれまでの道路行政のやり方では難しいと言っている（道路用地の確保は、相手方に「ここしかないから」と交渉するため）。
- ・東京都の場合は、「複数案の作成は事業者任せであり住民の意見が入っていない」という批判が審議会であった。
- ・都市部では都市計画決定がなされており、道幅も決まっているの。幅が決まると採りうる技術も決まってくる。

- ・道路部局は、広域的な道路網を考えると地域住民だけの問題ではないと主張する。
- ・本庄市で、国が国道を3案出して住民に意見を聞いたことがある。ただ、落としどころは見え見えだった。

④策定にあたっての意見の取り入れについて

- ・複数案を作る段階でも意見を取り入れる方針とした。
- ・メールや掲示板を利用した。
- ・自然保護団体から意見が来た。
- ・リーダー研修を行っているが、これらリーダーから積極的に意見を聴いた。
※基本構想への意見は出たほうがよいという考え方。その上で、その意見を取り入れた・入れなかった理由を説明する。
- ・戦略アセスを事業部局にどう引き継ぐかは試行錯誤になると思われる。
- ・平成14年度は、戦略アセスは事業アセスとイコールと考えている。将来的には計画についても戦略アセスを適用するが、そのときには、既に計画に位置付けられている事業には適用しない事例も出てくると考えられる。

⑤戦略アセスの目的に「持続可能な発展」という考え方を取り入れたことについて

- ・これまでのように、今までのやり方ではだめだ・限界だ、では物足りないため。

⑥どの段階で環境配慮が必要と思われるか

- ・理想的には全ての段階においてというニュアンスを打ち出したかった。
- ・全てのものに共通する一定の段階としては決められないが、対象によっては決まると思われるので、それによって。
- ・何かのガイドラインによって、ある段階段階で自分たちで考えて環境配慮を組み込むだけでなく、外の人情報も組み込んだ上で進めることが、持続可能な社会を創るのに必要。
- ・長の政策判断を住民に聞くのも疑問であり、長期的に考えれば、理想を掲げ、これ戦略アセスに合う分野についてはそれに向けて取り組むことが必要と思う。
- ・これを契機に、(環境配慮という)一種の哲学・行政内部の運動といったものを打ち出せる方向性を出せればと思っている。

住宅・国土計画・環境省調査報告書

- 1 日 時：2002年3月4日（月） 午前10時～12時30分
- 2 訪問先：オランダ住宅・国土計画・環境省（Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment, Directorate-General for Environmental Protection）
- 3 対応者：Mr. Loek Bergman

廃棄物管理計画策定の経緯及びオランダにおいて環境政策が先進的である理由等について伺った。



Bergman 氏と住宅・国土計画・環境省で

4 内 容：

Q 廃棄物管理計画について伺いたい。

A 4年前に、全国に適用される一つの廃棄物計画を作らなければならなくなった。今後10年間の廃棄物をどのようにするか記述され、①一般的事項、②特定廃棄物ごとに書いてある部分、③どのくらいの施設が必要という構成になっている。

WMCが廃棄物のアセスというプランを作り、一般の人が意見をいう。WMCは、VROM、12州を下に持つ組織、500市町村を下に持つ組織で構成される。国は法と規則を作るが、完成する前にWMCの中で話しあう。したがって、廃棄物管理計画のドラフトはあくまでも国のプランだが、州と市町村が参加して作成したことになる。WMCには産業界も加わりたがっているが、断っている。

ドラフトに対し意見を言える期間は5週間（普通は4週間。今回は曜日の関係から）。

ドラフトは1000位の関係組織に送った。また、図書館にも置いてある。作る前に関係者と話し合っているのです、内容は皆知っている。

ドラフトを見た人は、手紙（フォーマット自由）で意見を言う。一緒に作ったのに、州も手紙を書いてくる。そのすべてを反映することはできない

手紙を書いた個人は3人で、あとは何かしらの企業・産業界の代表だった。個人からの手紙については、市町村に対し対応をするよう勧めている。

オランダにおける77%のリサイクル率と言うのは、車の不使用に比べ、目に見える形で（簡単に）取り組み、国民が関わりやすいからであると思う。

人を集めての説明会は1回は行うよう義務付けられている。環境管理法にも決まりがある。なお、法に決まりはないが、夕方5時から8時も間に実施している。

政府は広告として、ナショナルインフォメーションキャンペーンを行っている。政府（環境省以外も含む）の広告枠がテレビにある。

オランダでは生産者責任が徹底されている。車は86%のリサイクル、ほかに電池、家電も。

リサイクルは企業の責任だが、埋立・焼却は国の責任において行う。ただ、規制緩和が進んでいてエネルギー関係も民営化されている。

以前は1000も埋立地があったが、国に対処してくれと市町村から要請があった。焼却施設は市町村か州の所有。焼却対象物が減ると燃焼効率が悪くなり費用がかかる。オランダでは家庭廃棄物は焼却が義務付けられている。しかし埋立のほうが安いので、税金をかけて焼却に誘導している。

Q Eーテストについて伺いたい。

A 環境関係以外のすべての法律を立法するときに、法がどの程度環境にインパクトを与えるかテストしなければならない。また、その法が制定された場合、企業はどのくらい負担になるか、経済的影響は、エネルギーは、原材料の使用量はなどを考えなければならない（Iーテスト）。

数年前に花火の事故あり、火薬の保管に関する法律が変わったが、それには環境だけではなく、雇用や輸出入への影響も考えた。

Q 環境省が力があるわけについて伺いたい。

A 焼却場について、環境省は全国で11あればいいと思っているが、経済省は、経済が活発になればごみが増えるのだからもっと産業界に作らせろと言う。省によってカラーが出るが、これは連立内閣だから党の色が出るのである。飲料水は今は国営だが、自由化の声がある。今の環境大臣はそれはだめだといっている。今の大臣は一般の人の意見を聞こうと言うスタンスを持っている。

Q 省間の力関係について伺いたい。

A 他国と同じようにプレッシャーはある。最終決定は大臣の力関係で決まる。今の大臣

は京都会議で活躍したので立場が強い。

民営化の動きの中で電車、電話、エネルギーなどがうまく機能していない。なんでも民営はどうかと言う声もある。

Q 国家廃棄物管理計画は、州に対してどの程度の拘束力があるか。

A 環境管理法には州は鑑みて施行しろと書いてあるが、どのくらいの裁量を与えるかが鍵である。廃棄物について処理の方法（技術）について規定がある。企業が別の技術により処理したいと申請してきたら規定を見た上で許可するが、理由があれば規定外の技術でも許可する。許可できない言うと企業は提訴する。実際には事前にWMCで協議するが。

埋立、焼却施設の許可、航行廃棄物、廃油の収集の許可は国が許可権者であり、処理責任は国にある。第3セクターが州に申請する前に国の許可がいる。

経済省は、商店のごみは市町村ではなく、民間に処理させるべきとする法案を作っている。

施設は、法律にあってればどこに作ってもいいと言うものではない。市町村は、交通が阻害されるなどの理由で拒否することができる。最終的には政策問題だが。

Q 川崎では法律に適合していれば、市町村レベルでは事業に対し許可せざるを得ない。オランダではどうか。

A 法律に適合していても不許可とすることは、オランダは可能である。市町村は、国の許可がおかしいと訴訟を提起できる。アセスでだめとなればまず許可は下りない。

Q 廃棄物行政の今後の課題について伺いたい。

A 既に77%もリサイクルしているので、廃棄物問題はSEAの中では小さくなりつつある。今後は組織化の問題であると思われる。

Q オランダ人の環境に対する意識の高さのバックボーンについて伺いたい。

A 国土が手ごろな大きさであること、15年位前に焼却場周辺の土壌からDXNが出て問題になったこと、処分場からの浸出水が飲料水源を汚染したなどか。それでWMCができた。

みな納得するまで話し合う国民性である。先般国会で小さなペットボトルのデポジット制について大議論になった。

オランダ環境影響評価委員会調査報告書

- 1 日 時：2002年3月4日（月） 午後2時～4時30分
- 2 訪問先：オランダ環境影響評価委員会（Netherlands Commission for Environmental Impact Assessment (NCEIA)）
- 3 対応者：Mr. Rob Verheem (Adjunct-Secretary)

政府から独立した組織である NCEIA の構成や役割，環境管理法，オランダで環境アセスメント制度が定着している理由等について伺った。



Verheem 氏



オランダ環境影響評価委員会の入る建物

4 内 容：

Q NCEIA の組織構成について

A ・ 37 人のスタッフ（17 名のテクニカルスタッフ、20 名のサポートスタッフ）

・ 17 名のテクニカルスタッフのうち

委員長 1 名

副委員長 8 名

・ ほかに別に職をもった 200 人のオフィシャルメンバー（専門家）と 400 人のハウスタッフ（助言者）がいる。事業毎にオフィシャルメンバーから 4、5 人のグループをつくりテクニカルスタッフが加わって、プロジェクトをつくる。これらをコーディネートするのが事務局の仕事

Q 組織の特徴について

A ・ 政府の一部ではなく、独立した組織であり、公益法人である。政党色はない。

・ 環境管理法に基づく組織であり、環境影響アセスメントの際にはここにアドバイスを求めなければならない。事業者はアドバイスを受けないといけませんが、従わなければならないということはない。所管官庁が決める。

・ 環境影響評価に係る決定権はない。推薦もしない。環境アセスメントの査定、プロセスの情報提供をするのみである。

・ 大衆の声をアドバイスに盛り込み、政府に提出する。

・ 委員会のアドバイスを公表する。→中立・オープンなので結果として委員会のアドバイスに沿った決定がなされることとなる。

Q 資金について

A ・ 設立当初から、環境省から 50%、農業省から 50%の資金を受けている。したがって資金面では、産業界、NGO 等からは独立しているが、政府からは独立していない。

・ 環境管理法により環境アセスメントの手続きの際に事業者は委員会の意見を聞かなければならない。毎年アドバイスの数を想定して、1 件当たりの金額を算定し省庁に予算を要求する。省庁は断ってもいいが、事業者（省庁）がアドバイスを受けることができず、結果として事業ができない事態となってしまう。

・ 理想としては、省庁から予算を受けるよりも、国家予算から直接受ける方が望ましいと考えている。

Q 設立以来何件のアドバイスを提出してきたのか。

A 設立後、14 年になる。

環境調査の中身に関するガイドラインに対して 1 万 1,000 件のアドバイスを出している。こうしてアドバイスをするとともに、環境影響評価報告書の質の見直しを 600 件以上の案件について求めている。ここで質の見直しを求めたものの 3 分の 1 にアセスとして必要な物が入っていないので追加修正を要求した。

Q 委員会の付加価値としてあげられることは。

A ・ アドバイスの専門的知識を提供することができる。

- ・当事者同士では話し合いがうまくいかないことがあるが、この委員会が入ることにより中立性が保てる。
- ・アドバイザーがフルタイムであると、何年立っても同じ人物が担当することになる。600人から案件に応じて専門的な知識を持ったスタッフを選ぶので柔軟性がある。
- ・反面、同じ種類の事業でもスタッフが異なるため一貫性が保てなくなる可能性があるが、強力な事務局がアドバイスの質を保っている。
- ・大きな図書館・データベースがある。オランダの環境アセスメントの情報はすべてここに集まっており、過去の事例を参考にすることができる。
- ・情報の質を高めることも大切ではあるが、この委員会の存在は環境アセスメントの信用度を増すことにある。事業者である政府自らが環境アセスメントの報告書を作ると国民は客観性に欠けるために信用されない。しかし、政府から独立した組織が報告書の質をチェックするのであれば、信用される。民間会社が事業者であるとより国民の不信感は強まるため、客観的にチェックを行う委員会の存在は事業者にも好評である。

Q 環境管理法に基づく環境アセスメントの対象となる事業の種類と、いままでの事業が対象として多かったのか。

A 環境管理法は事業（プロジェクト）と計画（プラン）の両方を対象としている。

今挙げられるだけでも次のプロジェクトとプランが対象となっている。

プロジェクト：高速道路、鉄道、港、廃棄物処理施設、治水施設、都市計画、発電施設、化学プラント

プラン：廃棄物処理計画、鉱物採取、飲料水、都市計画（プロジェクトと関係する）、区画整理

Q 規模により環境アセスメントの対象になるならないの基準はあるか。

A プロジェクトにはあるが、プラン（政策的なもの）には規模による対象の基準はない。将来的にはどうなるかわからない。

Q EU指令とオランダの環境アセスメント制度の関係について。

A オランダでは、

①legislation（立法）は環境テスト（「E-T E S T」）の対象である。

②policy を対象とする制度が何もない。

③plan の一部が環境管理法による戦略的環境アセスメント（S E I A）の対象である。

④program の一部がS E I Aの対象である。

⑤Project は事業の種類と規模により環境管理法による事業段階の環境アセスメント（E I A）の対象である。

②の全部と③、④の大部分はS E I Aの対象ではない。しかしEU指令に plan, program をS E I Aの対象にするとの内容が示めされたのを受けて、オランダでは、policy, plan, program のすべてをS E I Aの対象にしようとの話し合いを始めている。

S E I Aは政府によるプラン等だけに適用される。民間の事業については、プロジェクトに対してE I Aのみが適用となる。プランの段階のS E I Aを民間は受け入れない。

ヨーロッパでは無理だろう。行政は許認可の権限を持てはいるが、民間の企業戦略やプランを縛ることは難しい。

Q 委員会は国民の意見をどのような基準でアドバイスに反映するのか。

A 国民から寄せられた意見・コメントについてこちらの専門性で選択する。重要であればこういう重要なコメントがあったとアドバイスの中にと記載するし、間違っただけでも有力なNGOなどからのコメントであれば、そのコメントとそれに対する委員会考え方を記述する。多くのコメントの中には委員会と同様な意見であるものもあり、その場合には委員会の考えと同様な意見がたくさんあったと記述する。コメントは政府経由で委員会に提出されたものであり、委員会ではすべてをチェックするわけではない。法的には国民の意見を取り上げろとあるが、すべての意見ではなく、取り上げられるものを取り上げていくとの考えである。ひとつひとつの意見に対処するのは、政府の仕事である。

Q 環境影響評価書案に記載された代替案をどのように絞り込んでいくのか。

A ゼロ・オプションはその事業が行われなかった場合にどうなるか、10年、20年後にはどのようなことになるかを考えるために記述されるものである。できなかったから環境に悪影響を及ぼすこともありうる。例えば、ごみの焼却処理場が建設されなかったために、ごみはほかの所に持っていかなければならない。果たしてそれが環境にいいのか悪いのか、判断基準としてゼロ・オプションは盛り込まれているだけである。委員会では代替案に対して意見は言うが、これがいいとの判断や推薦はしない。

委員会は環境アセスメントの手続き関わるが、他の機関も各段階でアドバイスを行っていて、それらの機関がこの案が望ましいと意見を言うことがある。それは、その機関が最終的な事業の実施に関わっている機関だからである。委員会はスコーピングの段階、影響評価を行う段階、見直しの段階でのみ関わる。立場が違う。

オランダは独特の仕組みをもっており、他の国ではこのような審査機関は所管官庁のもとにあり、政策決定にも関与し、これがよいと推薦することが多い。

Q 環境管理法ができた背景は。

A 政策決定をする前に、まず環境調査をする必要性があった。今では当然のようであるが、過去には決定の後にいろいろな問題が生じることが多かったために、それではまずいということで、決定が行われる前に、いろいろと問題を考えておこうということになった。

それでは決定のためにはどのような情報が必要なのかと話し合ったところ、3つの情報が必要だろうということになった。実際には4種類であった。まず最初に、①計画を立てた人による計画の情報が必要である。(しかしオランダでは以前から事業者は情報を提出しなければならないという制度があった。) 2つ目として②環境調査のガイドラインを作成するにあたって環境省が必要とする情報、それと同時に③一般大衆が必要とする情報、の3つがまず挙げられる。ガイドラインができた時点でいろいろな意見を言うとするれば、報告書を見直す時点で公衆の意見を取り入れなければいけない。一般的に他の国では、政府の意見や公衆の意見は、報告書ができた時点で聴くことになっている。

オランダでは、報告書ができた時点でいろいろ情報が入ってくるため報告書を作り直さなければいけなくなってしまう。そこで報告書ができる前のガイドラインの段階で意見を聴き、見直しを行うことにした。しかし、大衆も何をみて討議していいのか分からないので、ディスカッションをする前にスターティング・ノートを作って政府の関係機関と大衆に知らしめてから、話し合いをあおろうということになった。

さて、その報告書を作る責任はどこにあるのか。これは政府なのか、プロジェクトを遂行する事業者なのか。オランダではそのプロジェクトの内容をよく知っている事業者とした。その事業者が政府であるということもありうる。ただ、自分たちの事業なのですべてをよく書いてしまいがちである。

それを防ぐにはどうしたらよいか。最初は事業者自らではなく、外部のコンサルト会社を入れようということになった。しかし、そのコンサルト会社も事業者からお金が入るので客観的に評価するとは限らない。そこで中立の委員会を設立して、その意見を聴こうということになった。

しかし、環境影響評価委員会は技術的な評価をする専門機関であり、意思決定には関わらない。コメントをするだけである。

法律は環境影響評価報告書の中に代替案を盛り込むことを義務付けている。ただ、どんな代替案でもよいということではない。現在の案よりも環境によい代替案を盛り込むこととされている。しかし、その代替案は経費が高くつくことが多い。政府は、記述されている案がよいか、経費がかかってもより環境に良い代替案をとるか、決定することになる。

環境アセスメントは、予測にすぎない。それをチェックするために、あるいは予測の精度を高めるために、実際に計画が決定され、実施された後に環境をモニターしなければならぬため、モニタリング制度の義務つけた。このような考えから環境影響評価制度を設立した、ここまでの制度を作るのに5、6年かかった。

プロジェクト、プログラム、プランいずれにも共通したことだが、期間については、ガイドラインの段階で3ヶ月、環境評価報告書が出されて許認可の決定まで3ヶ月と決められている。しかし、事業者が報告書を作るまでの期間は事業者側の判断で自由である。

Q 環境アセスメント制度がオランダで進んだ、その社会的背景について。

A (私見ではあるが、) ヨーロッパのなかでもオランダは変わった国である。

多くの国では政府が物事を決め、一般大衆はそれに従うということになっている。

400年から500年前には、貴族が強力に支配し、一般大衆はそれに従えという仕組みであった。自分たちの国のなかですべてのことがなされ、農民等が国土に依存している場合には強力な貴族により、支配することが可能な状況にある。

しかし、堤防により国土が仕切られているオランダでは、①水をくみ出さないと国土がなくなる。貴族といえども一緒にやらないといけない。1,000年来双方向の状況にある。②オランダは外に出て富を蓄えたので、商人が強くなった。政府も一般大衆と話さないと物事が立ち行かない。という社会的背景もあり、環境アセスメント制度が進んだと思う。

他の国も現代では民主的と言われているが、歴史的にはそうではなかったので、実質

的な民主的になるには今後時間がかかるでしょう。

インターネットも普及し、大衆の力も強くなったが、まだ政府と人々が対等の立場で話し合う状況にはない。逆にシステムがあっても、それを活かすための教育が必要である（システムがあっても、意見をいえるような状況を作らないといけない）。オランダでは、国が金を出して独立NGOを作った。

Q 事業者に出金させて市が代わりに環境アセスメントを行うという案についてどう思うか？

A 次の2つの理由から否定的である。①事業の内容は事業者が一番よく知っている。②事業者は待つだけになり、環境アセスメントに関心を示さず、自覚を持ちにくくなる。また、手続き進行を事業者がコントロールできなくなり、人がやることを待つのは時間がかかるように思えるのため、物を作る気がなくなる。

また、ビューロクラシー（官僚制）の問題もある。例えば、コストを跳ね上げさせて市内に来させたくない事業を排除し、歓迎する事業については、甘いアドバイスを行って誘致することが考えられる。

オランダでは、事業者と自治体は癒着しているのではないかと誤解されがちであり、そのようなシステムでは、なおさらになる。現在、そのようなシステムをとっている国はないと思う。

Q 市民は、環境アセスメントに期待をしており、審議会は法律以上のことを言えないかと批判的な意見を寄せられることがあるのだが、どう思うか。

A アドバイスに、別の代替案を提示せよとか、将来予測が入っていない、甘い、ということはないか。オランダでは、法的には十分だが環境には悪いと意見を言うことがある。しかし、最終的な決定をするのは、委員会ではなく、あくまでも為政者である。

オフェライセル州政府調査報告書

- 1 日 時：2002年3月6日（水） 午前9時～午後1時
- 2 訪問先：オフェライセル州政府経済・環境・観光部総合政策チーム(Province of Overijssel, Department of Economic Affairs, Environment and Tourism, Team General Policy)
- 3 対応者：Mr. Henk Th.A. Wubbolts, Mr. Jan Elzenga

州レベルにおける EIA 制度への取組及び廃棄物処理市場の構造等について伺った。



Wubbolts 氏

4 内 容：

Q 廃棄物の制度と廃棄物に関するアセスメントについて伺いたい。

A 私の州政府における役割は、EIAの専門家かつコーディネータとして、別の部署の人々にEIAにどのように対処すればよいかアドバイスをしている。

Q EIA手続きの具体的なところとその役割を伺いたい。

A 開発者はまず最初にスターティングノートと呼ばれる覚え書きを作ることから始まる。それに管轄官庁は受け取り、それに対するガイドラインを出す。

ガイドラインを受けて開発者は環境評価の報告書を出す。その中には環境に対しどのような影響があるか、そして現在のプランの代替案がどのようなものか含まなければならない。この報告書を開発業者がまた管轄官庁に送り返す。

我々はできあがった報告書をガイドラインに併せてチェックし、それが許容範囲内であるかどうかという判断を下す。ここが管轄官庁にとってそのプロジェクトに

関与するという意味で重要なポイントとなる。

この後実際の認可、実際の建設が続く。この環境評価報告書の部分は、誰からでも見られるものである。始めに作るスターティングノート、官庁が作るガイドラインも全て誰でも見ることができる。

私見だが、国連の中に欧州経済委員会という部署がある。1972年のストックホルム会議以降、ソフィア原則というものが作られた。この原則が設定されて以来、この欧州経済委員会に加盟する58の国に関しては、EIAの手続きに関して、自分の隣の国にも公開しなければならなくなった。例えばドイツの住民もオランダの住民と同様EIAプロセスの情報を得る権利がある。この条約をEspoo（エスポ）という。1991年にオランダで批准された。批准した国々には公開する義務が生じている。

91年以来欧州経済委員会の中ではこの原則をより広域に適用しようとしており、98年にデンマークのAarhusというところで開かれた会議で次のことが決まった。

この98年の会議の決定事項には3つの柱があり、その1つ目は一般の人々の参加（public participation）であり、全ての段階において一般の人々は自分の意見を言う、自分たちの代替案を提示する権利がある。2番目の柱は、情報へのアクセスの権利（access to environmental information）である。3つ目は、一般の人々はそれを法廷に持ち込むことができる権利（access to justice）である。

これらの状況を踏まえ、なるべく多くの人に情報を提供し、なるべく多くの人が公聴会に来てくれるように、なるべく多くの人々が自分たちの権利がわかるように、また行使するようにするのが私の仕事だと思っている。私はオープンなコーディネーターだと思っている。

国連の欧州経済委員会では、これを旧東側諸国、ウクライナやロシアなどの東欧諸国に対しても広げようとしている。

Q EUとの関係について伺いたい。

A EUがEUメンバーに協力を行使する方法は3つあり、その一つは規則（regulation）を出すことである。これは直接影響力があり、これに従わない場合は司法機関に訴えられることになる。

もう一つの形として、指令（direction）という形がある。指令が出されると各国でそれに適合するような法律を作って、指令に沿うようにする。その指令は、環境情報へのアクセスに関する90/313/EEC等がある。

EIAに関する3つの指令があり、85/317/EECがEIAに関する主要な指令である（他の2つは97/11/EECと2001/42/EEC）。

2001/42/EECはSEAに関する非常に重要な指令であり、2004年の4月には各国で実施されなければならない。現在ハーグの住宅・国土計画・環境省では、これをオランダにどのように翻訳するか考えているところである。

2001/402、2001/303は97年の見直しであり、これからも影響が出てくるはずである。

これらは全て共同決定でありCODと呼ばれる。これは欧州委員会、閣僚会議、議会の3者で決定したものである。

私がしている仕事は、この州の建物の中で州の人たちや住民たちにアドバイスす

るだけではなくて、欧州の会合からEUの指令、オランダでの立法という過程の中で、立法するオランダの環境省に対してアドバイスする役目も持っている。こういうことが現在考えられる、だから、指令に違反して将来的にEUの法廷に引きずり出されることがないように気をつけなければならないとアドバイスする役割を持っている。

Q 廃棄物管理計画について伺いたい。

A 去年できた環境管理新法にもとづき、新たな中央廃棄物管理計画が今年2月1日から施行される。この法律の8章と10章により廃棄物処理に関する中央の中心的法律が変わった。この法律から全国の廃棄物管理計画ができて、中央、州、市町村の計画のガイドラインになる。

また、今年から欧州廃棄物リストを法律に盛り込むことになる。このために、現在廃棄物業者の持っている非常に多くの許可を8ヶ月以内に見直さなければならない。

Q 廃棄物処理市場の構造について伺いたい。

A 廃棄物処理に関しては、政府関係で公的なものと、一般市場で行われるものとある。

市場原理が強くなっており、Zwolle市（従来家庭廃棄物の収集義務あり）の管理部門の長だった人物が、部門が民営化されたのためにその会社（ROVA）の社長となった。

電力会社も民営化され、合併などが続いているが、この州はそのような会社ESSENT（エセント）の株主になっている。この電力会社は、浄水、ガス会社などを次々に買収し、大変大きな組織になっており、州はこの会社の17%の株を持っている。

ごみ市場で活躍する会社は合併により、少なく、大きくなっており、国際化も進んでいる。そのため政府の関与する余地も少なくなっている。すなわち、外国に出してはいけない、州を超えてもいけないとして許認可を出せたが、国境もなくなってきたので、そのように関与できず、州の役割は小さくなりつつある。その中でOverijssel州としては株主となって、市場の中で生き残れるようにしなければならないし、健全な競争ができるようにならなければならないし、同時に環境も維持されて一般の人々に被害が及ばないようにしなければならない。

この状況の中で州政府としては何ができるのか、何をしなければならないのか、どのようにして自分たちの目標を達すればよいのか考えるようになった。2000年12月、州庁の中で3つの計画、水管理計画、都市住宅計画、環境政策計画をつくることにした。

ここで州が言おうとしていることは、これに関する一般の人々及び会社が、自分たちが何かするときはこのプランに沿ったものをつくらなければいけないということである。

都市計画、国土計画については、現在第5次国土開発計画というものが出ており、これで全国の中で、どこの地域は何をすべきか決められている。これらの計画の

コーディネイトにより、環境政策の立場を強化したいと考えており、環境の原則を全ての意思決定に適用しなければならない。

私と私の同僚にとって重要なポイントだが、この州の政治家たち、知事を含めて、この計画の基本精神に基づいて政治を行うよう説得できるだろうかと思っている。

州の決定、espoo の決定、リオの原則等によって、EIA からその流れで SEA も出てきている。このような中でこの州の政策決定者（政治家や知事たち）が、何かを決定する前に環境を考えなければならないということを認識してもらわなければならない。

Q AVI-Twente を建てるときは1年くらいでアセスメントが終わっていると思うが、市民に見せたり公聴会を開いたりすると手続きが長くなるということはないか。1年では短いと思うのだが。

A 93年8月3日に許可申請がされて、その前にEISができていなければいけない。従って、93年の春には一般の人に見せるために報告書ができていたと思われる。

オフライセル州の規則では、スターティングノートが作られて4週間以内に一般公開されなければならない。オフライセル州では提出されてから6週間までを市民等が意見を言える期間としている。

スターティングノートができてから当局は9週間後までにガイドラインを出す。

その後、EIA委員会が9週間後までに州に対してアドバイスを出す。

さらにプラス4週間後、すなわち、スターティングノートができてから13週間後までに州の当局が事業者に対し指示を出す。

それからEISの報告書が作られるが、これに関しては時間制限はない。スターティングノートが詳しく書かれて報告書の体裁になっているときは、報告書も早くできる。

報告書が提出されるとまず日付印を押す。その後4週間以内に一般公開されることになる。新聞、ラジオ、インターネットなどで広告する。許可申請に関して触れられ、その許可が出されるとすればどのような許可になるのかといったことも書かれているので、それを見た人はそれが許可された場合はどのようなことになるのか考えることができる。

公務員としては知事と参事官に情報を提供するだけではなく、一般の人たちを対象に公聴会を開いたりしなくてはならない、事業が進んだ場合どのようなことになるのかという計画も立てておかなければならない。それには大変手間がかかる。

この手続きが終わると我々の手続きは終わる。

Q 報告書が提出されてグリーンスタンプを押すとき、アドバイスを反映させているか確認する必要があると思うが、そのための審査の期間は設けていないのか。前もってドラフトの段階で業者からもらうなど、先に打ち合わせをしておくのか。

A 公的には、EISが提出されて2週間以内にガイドラインに沿っているものであるかチェックすることになっている。もし特別なコメントがあったり、なにかの情報が欠けていれば、6週間以内に事業者知らせが、その前に、より詳しい情報を

要求していいかどうかと知事に伺いを立てなければいけない。業者はそれに合わせた情報を追加して提出することになる。これが終わって初めて一般公開される。

Q 報告書の提出の前後の期間は、オフレライセル州以外でも規定されているのか。

A 87年から現在まで1200のEIAが作られている。そのうちの3分の2が州政府で手続きをしている。残りの3分の1が中央政府。事業のうち一番多いのは運輸水利省、次が環境省。そのほかは少ない。

環境法にEIA決定が入っており、規定されているので全国的に規定されている。また、この規定はEU全部で同じである。スウェーデンでも同じだった。

EIAの5つの重要事項というのは世界で同じである。それは、①記録すること、②手続き、③特徴・意味合いをはっきりさせ、実際に適用された場合どうなるか、ということ盛り込む、④代替案を盛り込む、⑤一般公開する、である。

IJsseloog（スラッジ処理センター）調査報告書

- 1 日 時：2002年3月7日（月） 午前10時～11時
- 2 訪問先：IJsseloog（スラッジ処理センター，Rijkswaterstaat，Directie IJsselmeergebied）
- 3 対応者：Mr. Peter van Oijen

EIAの対象となった施設である，ケテル湖のスラッジ処理センターについて現地視察を行った。



処理センター（奥の水面）



Van Oijen 氏（最右）

4 内 容：

Q 水の管理の所管について伺いたい。

A 大河川は国，州内の水路は州，市内の水路は市であり，それぞれ浚渫する義務と，浚

濁土を処理する義務がある。

16世紀から水域ごとに水質・水位を測っている。また、治水委員会（water board）という組織があり、国・州・市と複雑な関係にある。Overijssel 川には5つの治水委員会がある。

Q この施設について伺いたい。

A ここにはドイツの汚染水が流れてくる。アイセル川河口付近は流れが緩やかなので、細かい砂などが沈殿する。50cmの深さで浚渫すると、2,400万 m^3 になる。これを浚渫し、保管している。予算がないので浄化はしていない。汚染物質には、重金属、PCB、塩素化合物、DDTなどがある。85年以降は汚染について規制が強化されたので、汚染は減っている。

この埋立施設の概要は、直径1km、深さ45m、堤防の高さ10mで、2,000万 m^3 の容積がある。

1997年に建設を始めた。周囲を囲んだ上でスラッジを掘って取り除き、45m掘った。その前段には、受注企業の技術コンペを行って深さ2cmの精度で浚渫できることを確認した。契約段階ではその間までの技術向上を考慮して、受注企業に1cmの精度を求めた。

1998年、ケテル湖全体の浚渫予算が付かず、河口から投棄地までのみの分しか付かなかった。要する費用は、2800ha $\times$ 1cmで700万ギルダーである。

この湖は水深3.5m、その下は0.5mの汚染土壌、3mの粘土、その下はピット、その下は砂層である。粘土は掘り出して自然保護地を作るために使った。

浚渫船はパイプラインを通じて7mの深さから投棄地内に排出する。排出口は回りながら排出するので、1カ所にたまらない。

投棄地内の水位は周りより5m低い。これにより、

- ①サイホンの原理で楽に排出できる。
- ②万が一にも中の汚染水が外に出ない。出たら無駄になる。
- ③堤防に圧力が外からかかる。

45mの深さに掘ると砂層になるので、その上に1mの深さの粘土層（不透水）を作るという工法にした。側面はフリース工法にしようとも思ったが、今後2世紀も安全かわからないし、1億5千万ギルダーも予算を超えるので断念した。ピットの細かい粒子に汚染物が付着しているので、下の方ほど汚染濃度が上がる。だから底面はとにかく側面の対策は必要ない。

建設に要した費用は2億5千万ギルダー。年間経費は1億ユーロで、浚渫にも同じくらいかかる。これらは国家予算から出ている。汚染との因果関係が説明できれば、他国企業にも請求する。現にロッテルダムではそうしている。

円形の理由は、汚染水と砂面との接触面を最小にするためである。

この施設は、堤防の高さが10mもあるため付近の住民には不評である。

名前は一般公募によりアイセルオーフ（「アイセル川が目」、オーフは島という意味もある）とした。ちなみに当選した人には1週間のカリブ海クルーズの景品が出た。

この湖以外からの浚渫土壌も受け入れており、それらは乾いた形で運ばれてくる。浚渫船がポンプとなってピットに入れるが、それに使う水分はピットの中の水を使う。処

理（投棄）手数料は 20 ユーロ／ m^3 。作ったのは国の水利局なので、水利局の搬入分については無料。州・市町村・治水委員会からは処分料金のランニングコスト分だけもらっている。処分料金が 35 ギルダー／ m^3 、浚渫船代が 7 ギルダー／ m^3 。

政府も商売上うまく成立できるように考える。しかも、掘ったときの砂の売却益も込みにしている。周りの州と話し合ってお客様が保証される形になり、ピットを作る予算が確保される。

ほとんどの汚染物質は粘土に付着している。粘土については汚染物質と分けられないが、砂は洗うことで汚染物を取り除くことが可能。その洗浄水はピットへ入れるが砂は入れない。砂は質を調べた上で売却する。

ピットからの排水は、排水槽の中を通り外に出る。排水槽は光をあてて濁りをみて、濁りが一定以下ならば排水する。

現在ケテル湖の半分の浚渫を終え、容積 2,000 万 m^3 のところ 500 万 m^3 入っている。2004 年に後の半分の予算が付く。この分では 15 から 20 年はもつ。いっぱいになったら 1m の深さで粘土をかぶせる。

Twence(廃棄物処理施設)調査報告書

- 1 日 時：2002年3月7日（木） 午後3時～4時
- 2 訪問先：Twence 廃棄物処理施設（Twence, Afvalverwerking：施設整備中のためホテル会議室でヒアリングを行った）
- 3 対応者：Mr. Jurgen Bruggeman

オランダにおける廃棄物焼却施設の特徴及び周辺住民との関係、E I Aの事後評価について伺った。



Bruggemann 氏（左から2番目）

4 内 容：

Q 施設について伺いたい。

A 従来、「AV TWENTE」と呼んでいたが、「TWENCE」に改名した。

92年に建設計画。その時に環境影響評価報告書が作られる。94年に建設開始、97年に試験稼働。97年7月に本格稼働を開始した。

本社の株主は市町村（82%）、ESSENTが15%である。Overijssel州はESSENTの株主なので、それによりこの施設をコントロールする。残りの3%は北フロニング州。

現在は国内のごみを焼却しているが、将来的には国境を越えてごみを集めて焼却する。設置にあたっては州が許可を出すが、州は持ち主としての立場もある。

全予算は5億1,400万ギルダー、設置に4億2,500万ギルダー、排ガス対策費300万ギルダーである。焼却能力は、家庭廃棄物、商業・工業廃棄物を対象として時間18.5ト

ン(年間28万トン)が2炉ある。年間90%の稼働率で、日量900トン処理をしている。発電設備はごみキロあたり9MJ。発電量は20MWを売却、5MWを内部消費している。

Q 排ガス対策について伺いたい。

A 電気集塵機→水洗浄→電気集塵機→スクラバー→バグフィルター脱窒という流れである。飛灰は昔は埋め立てたが、有効利用できないかと考えた。EUではもはやごみではない。

稼働時間の97%は排ガスは基準値の中になければならない。排ガスの成分等については主管官庁への報告義務がある(年報)。一般には公表する義務はないが公表している。大会社によっては義務づけられているところもある。

施設の中は見学自由である。どの職員に何を聞いてもいい。

オランダの排ガス規制法は厳しい。EU規制はこれよりも緩くなるのではないかと危惧している。

Q スラグ処理について伺いたい。

A 今はスラグは特別廃棄物に入っているが、2003年からは分類が変わり、一般の土木建築として使われる。ただし、15成分において基準を満たさないといけない。この施設のものでは銅とモリブデンに課題が残っている。主灰に炉の壁面の灰を混ぜてスラグとして使用可能である。

Q この施設は焼却以外に何をしているのか。

A この施設では、再使用・分別/焼却/コンポスト/埋め立て/排水処理/RDF化/発電/リサイクル工場/有害廃棄物処理を行っている。

また、組織の上でマーケティング・セールス部門がある。ごみの3-4割は営業活動で集めたものである。また、ごみを集めるだけでなく、リサイクル物の販売や売電なども行っている。

Q 周辺住民との関係は。

A この施設はHengeloにあるが、周辺2kmで設置に反対するは人いない。白煙防止装置はないが、情報公開をして安心させている。設置前には1年半かけ、焼却について話し合う会を持った。これは今でも行っている。また、施設の前に5×3mのデジタル掲示板を置き、発電量、排ガス濃度、焼却量を表示している。

ほかの地域のごみを燃やすことについて、周辺住民の抵抗はない。ドイツのごみも燃やしているが反対はない。むしろ処分場の方がよくない。秘密裏に埋め立てるよりは焼却した方がよい。

Q EIAについて、予測と、建設後・稼働後に予測した数値の検証はしているか?

A プロジェクトチームを作り、チェックしている。EIAの数値と比べた。今でもEIAを見直している。プロジェクトを立ち上げて5年後に報告書と比べて報告するという

手続きが義務づけられている。

昔の法律では埋め立て地については許可は10年となっていた。

更新期限が来た埋め立て地は、法律上はもう一度EIAをすることなしに更新できるとなっているが、州政府がもう一度やらないと許可しないと言った。埋め立て許可年限は今年2月1日までは10年だったが、今後は、州が許可し中央政府が反対しないと言えば、何年でも操業できる。

○参考文献

1 「戦略的環境アセスメント」に係る文献

- 1 環境庁「第1回戦略的環境アセスメント総合研究会資料」, 1998年7月
- 2 環境庁「第2回戦略的環境アセスメント総合研究会資料」, 1998年10月
- 3 環境庁「戦略的環境アセスメントに関する国際ワークショップ資料」, 1998年11月
- 4 環境庁戦略的環境アセスメント総合研究会「中間報告書 戦略的環境アセスメントに関する国内外の取組と我が国における今後の展望について」, 1999年7月
- 5 環境庁戦略的環境アセスメント総合研究会「戦略的環境アセスメント総合研究会報告書」, 2000年8月
- 6 B・サドラー, R・フェルヒーム(国際環境影響評価学会日本支部訳)「戦略的環境アセスメント」, ぎょうせい, 1998年9月
- 7 環境アセスメント研究会編「わかりやすい戦略的環境アセスメント」, 中央法規出版, 2000年12月
- 8 環境アセスメント研究会「日本の環境アセスメント制度」, ぎょうせい, 1998年12月
- 9 宇田川学「廃棄物処理計画と戦略的環境アセスメント」, 都市清掃 第54巻第243号, 2001年9月
- 10 (財)計量計画研究所(平成12年度横浜市委託)「構想・計画段階における環境アセスメントに関する資料」, 2001年8月
- 11 原科幸彦編著「環境アセスメント」, 放送大学教育振興会, 2000年3月
- 12 環境省「個別分野における戦略的環境アセスメントに関する研究会 第3回会合資料」, 2001年7月
- 13 環境省「個別分野における戦略的環境アセスメントに関する研究会 第4回会合資料」, 2001年9月
- 14 環境省「海外における戦略的環境アセスメントの技術手法と事例」, 2001年9月
- 15 環境省「戦略的環境アセスメント(SEA)について」, 2001年12月
- 16 埼玉県「戦略的環境影響評価実施要綱」, 2002年3月
- 17 川崎市「川崎市環境アセスメント制度のあゆみ」, 1990年3月
- 18 川崎市「川崎市新時代2010プラン 新・中期計画(第3次)1999~2003」, 1999年4月
- 19 川崎市「環境情報 No.335」 2000年6月
- 20 川崎市「環境情報 No.336」 2000年7月
- 21 川崎市「環境影響評価制度のあらまし」(パンフレット), 2000年9月
- 22 川崎市「環境基本計画年次報告書」(1995年度版), 1996年1月

2 オランダに関する文献

- 1 倉部誠「物語オランダ人」, 文藝春秋, 2001年7月
- 2 皆越尚子「オランダ雑学事始」, 彩流社, 1989年

- 3 長坂寿久「オランダモデル」、日本経済新聞社、2000年
- 4 司馬遼太郎「オランダ紀行」(朝日文庫)、朝日新聞社、1994年7月
- 5 ロドニー・ボルト(玉木享訳)「オランダ人のまっかなホント」、マクミランランゲージハウス、1999年10月
- 6 下条美智彦「ベネルクス三国の行政文化」、早稲田大学出版部、1998年5月
- 7 林丈二「オランダ歩けば…」、廣済堂出版、2000年
- 8 Janin, Hunt, " Culture shock! Netherlands" , Kuperand, 1998
- 9 小笠原秀信「西欧の廃棄物政策～現状と政策課題～」、古紙再生促進センター会報 第28巻第1号、2001年1月
- 10 小笠原秀信「オランダの廃棄物政策～廃棄物処理の現状」、都市清掃 第53巻第233号、2001年1月
- 11 小笠原秀信「オランダの廃棄物政策～包装廃棄物」、都市清掃 第53巻第234号、2001年3月
- 12 小笠原秀信「オランダの廃棄物政策～家電・OA機器」、都市清掃 第53巻第235号、2001年5月
- 13 小笠原秀信「オランダの廃棄物政策～有害廃棄物」、都市清掃 第53巻第236号、2001年7月
- 14 小笠原秀信「オランダの廃棄物政策～環境税」、都市清掃 第53巻第237号、2001年9月
- 15 小笠原秀信「オランダの廃棄物政策～汚染土壌の回復」、都市清掃 第53巻第238号、2001年11月

○海外活動記録

- 2月28日(木) 出 国
- 3月 1日(金) J E T R O アムステルダムあいさつ、市内調査
- 3月 2日(土) 大堤防調査
- 3月 3日(日) デン・ハーグ市内調査
- 3月 4日(月) オランダ環境影響評価委員会訪問、住宅・国土計画・環境省訪問
- 3月 5日(火) 移動日
- 3月 6日(水) オフェライセル州訪問(ズボレ市内調査含む)
- 3月 7日(木) アイセルオーフ・トウェンス調査(オフェライセル州内調査含む)
- 3月 8日(金) ブリュッセル市内調査(EU本部含む)
- 3月 9日(土) ブリュッセル市内調査(神奈川県ロンドン駐在事務所桑崎氏と意見交換含む)
- 3月10日(日) ホーヘフェルーベ国立公園調査
- 3月11日(月) 帰 国

○お世話になった方々

- ・東京工業大学大学院総合理工学研究科教授 原科幸彦氏
 - ・法政大学社会学部教授 田中 充氏
 - ・日本貿易振興会(J E T R O) 横浜貿易情報センター 宮崎佳菜氏
 - ・同 アムステルダム事務所 寺地 理氏、松浦 宏氏
 - ・神奈川県ロンドン駐在事務所 桑崎 純氏
 - ・環境省総合環境政策局環境影響評価課 小森 繁氏、船越吾朗氏
 - ・Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment, Directorate-General for Environmental Protection Mr. Loek Bergman
 - ・Netherlands Commission for Environmental Impact Assessment(NCEIA), Adjunct-Secretary Mr. Rob Verheem
 - ・Province of Overijssel, Department of Economic Affairs, Environment and Tourism, Team General Policy Mr. Henk Th.A. Wubboldts, Mr. Jan Elzenga
 - ・Vereniging voor vreemdelingenverkeer Zwolle Mr. G.E.P. Vrielink
 - ・Rijkswaterstaat Directie IJsselmeergebied Mr. Peter van Oijen
 - ・Twence Afvalverwerking Mr. Jurgen Bruggeman
 - ・鈴紀礼子氏
 - ・川崎市総務局総務部交流推進課 木崎智子氏
 - ・同 経済局産業政策部国際経済担当 田辺 聡氏
- (順不同)

報告書名 戦略的環境アセスメントの研究

平成13年度 特別研究チームB報告書

発行日 平成14年3月31日発行

発行 川崎市総合企画局都市政策部
〒210-8577
電話 (044) 200-3708
FAX (044) 200-3800

川崎市総合企画局都市政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1

電話 (044)200-3708 定価 500 円